

議案第二十七号

学校校舎等使用料条例等の一部改正について

次のとおり学校校舎等使用料条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年三月十日

三朝町長 安田真一郎

平成元年参月廿拾弐日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

学校校舎等使用料条例等の一部を改正する条例

(学校校舎等使用料条例の一部改正)

第一条、学校校舎等使用料条例(昭和二十九年三朝町条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表中

一、〇〇〇円	一、五〇〇円
五〇〇円	一、〇〇〇円
二、〇〇〇円	二、〇〇〇円

を

一、〇三〇円	一、五五〇円
五二〇円	一、〇三〇円
二、〇六〇円	二、〇六〇円

に改める。

(三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条、三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和四十四年三朝町条例第一号)の一部を次のように改正する。

一〇、〇〇〇円

一〇、三〇〇円

別表一中

					半面	全面	半面	全面	一面	一面	一面		
					二、五〇〇円	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	五〇〇円	八〇〇円	五〇〇円	八、〇〇〇円	五、〇〇〇円

を

					半面	全面	半面	全面	一面	一面	一面		
					二、五八〇円	五、一五〇円	五、一五〇円	一〇、三〇〇円	五二〇円	八二〇円	五二〇円	八、二四〇円	五、一五〇円

に改める。

別表中

円	円	円	円	使用料 の50%	円
3,000	5,000	1,000	1,500		3,000
2,000	3,000	500	800	"	2,000
700	1,000	200	300	"	1,000
2,500	3,000	700	1,000	"	—
1,000	1,500	300	500	"	1,000

を

円	円	円	円	使用料 の50%	円
3,090	5,150	1,030	1,550		3,090
2,060	3,090	520	820	"	2,060
720	1,030	210	310	"	1,030
2,580	3,090	720	1,030	"	—
1,030	1,550	310	520	"	1,030

に改める。

(三朝町山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)
 第三条 三朝町山村開発センターの設置及び管理に関する条例(昭和四十七年三朝町条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

(小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)
 第四条 小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十六年三朝町条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表中

円 2,000	円 3,000	円 500	円 800	使用料 の50%	円 2,000
3,000	5,000	1,000	1,500	〃	3,000

を

円 2,060	円 3,090	円 520	円 820	使用料 の50%	円 2,060
3,090	5,150	1,030	1,550	〃	3,090

に改める。

別表中

円 2,000	円 3,000	円 500	円 800	使用料 の50%	円 2,000
3,000	5,000	1,000	1,500	"	3,000

を

円 2,060	円 3,090	円 520	円 820	使用料 の50%	円 2,060
3,090	5,150	1,030	1,550	"	3,090

に、

750円
100円

を

770円
100円

に

(三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)
第五条 三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年三朝町条例第十四号)の一部を次のように改正する。

改める。

(三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第六条 三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十六年三朝町条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表中

五、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
--------	---------

を

五、一五〇円	一〇、三〇〇円
--------	---------

に改める。

(三朝町地域民芸品等保存伝習施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第七条 三朝町地域民芸品等保存伝習施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年三朝町条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表中

一日につき	六、〇〇〇円
半日につき	三、〇〇〇円
一日につき	四、〇〇〇円
半日につき	二、〇〇〇円
一日につき	二、〇〇〇円
半日につき	一、〇〇〇円

を

一日につき	六、一八〇円
半日につき	三、〇九〇円
一日につき	四、一二〇円
半日につき	二、〇六〇円
一日につき	二、〇六〇円
半日につき	一、〇三〇円

に改める。

附則

この条例は、平成元年四月一日から施行する。